

島根県感染症予防計画

島根県

平成30年2月

(平成30年4月1日施行)

島根県感染症予防計画 目次

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向.....	- 1 -
1 事前対応型行政の構築.....	- 1 -
2 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	- 1 -
3 人権の尊重.....	- 1 -
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	- 2 -
5 県の果たすべき役割	- 2 -
6 県民の果たすべき役割.....	- 2 -
7 医師等の果たすべき役割	- 2 -
8 獣医師等の果たすべき役割	- 3 -
9 予防接種	- 3 -
10 特定感染症予防指針との関係.....	- 3 -
第二 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策.....	- 3 -
1 感染症の発生の予防のための施策.....	- 3 -
2 感染症のまん延の防止のための施策	- 6 -
3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上のための施策.....	- 10 -
第三 感染症に係る医療提供体制の確保	- 11 -
1 基本的な考え方.....	- 11 -
2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の体制整備.....	- 12 -
3 感染症患者等の移送体制	- 13 -
4 その他感染症に係る医療提供体制.....	- 13 -
5 関係各機関及び関係団体との連携.....	- 14 -
6 医薬品の備蓄又は確保.....	- 14 -
第四 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のた めの施策	- 14 -
1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供.....	- 14 -
2 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制	- 15 -
第五 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及及び感染症の患者等への 人権の配慮に関する施策	- 16 -
1 感染症に関する調査及び研究.....	- 16 -
2 感染症の予防に関する人材の養成.....	- 17 -
3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重.....	- 17 -
4 その他の感染症の予防の施策.....	- 18 -

明治 30 年の伝染病予防法の制定以来 100 年が経過し、感染症を取り巻く状況は大きく変化しました。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成 10 年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）が制定されました。

同法は制定後も数次にわたる改正が行われていますが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要があります。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査並びに研究の推進、人材養成、啓発や知識の普及等、感染症対策を総合的に推進する必要があります。

本予防計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するために定めるものです。

国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（以下、「基本指針」という。）、特定感染症予防指針及び本予防計画を一体として、今後の感染症対策を進めます。また、法及び今後の状況変化等に的確に対応するために本計画をおおむね 5 年ごとに見直すこととします。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

基本指針及び特定感染症予防指針に基づき、県内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備などの取り組みを通して、事前対応型の行政として取り組みます。

2 県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集、その分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報について、県民及び関係機関等への公表を推進します。また、県民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していきます。

3 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権尊重を両立させる観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、入院の措置がとられた場合は早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めます。

また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めるなど、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。そして、感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、患者等の人権が損なわれることがないように体制の整備を進めます。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は、周辺にまん延する可能性があるため、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。その実現のためには、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局及びその他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備と、基本指針、特定感染症予防指針及び本予防計画に基づくとともに、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定とその周知を通じて、健康危機管理体制の構築を行います。

5 県の果たすべき役割

- (1) 県は、施策の実施にあたり、国及び市町村（保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）を含む。）をはじめ、他の地方公共団体との緊密な相互の連携を図りつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策、正しい知識の普及、差別や偏見の解消、情報の収集と分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上と確保、迅速かつ正確な検査体制の整備を推進します。

また、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備するとともに、感染症の患者等の人権を尊重した施策を整備します。

- (2) 県及び保健所設置市は、保健所を地域の感染症対策の中核的機関として、また、保健環境科学研究所を県における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置づけ、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能を強化するなどの対策を進めます。

6 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければなりません。また、偏見や差別をもって感染症の患者等の人権を損なわないようにしなければなりません。

なお、県は関係機関と連携しながら、県民の果たすべき役割について、県民への啓発を積極的に推進します。

7 医師等の果たすべき役割

医師その他の医療関係者は、上記6の県民の果たすべき役割に加え、医療関係者

の立場で国及び県の施策に協力するとともに、感染症の患者等がおかれている状況を深く認識し、患者等へ適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める必要があります。

また、病院、診療所、病原体等検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

このことから、県は関係機関と連携しながら、医療提供体制の整備や感染症のまん延防止のための施策等を実施します。

8 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、上記6の県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国及び県の施策に協力するとともに、動物由来感染症の予防に寄与するよう努める必要があります。

また、動物等取扱業者は、上記6の県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう努める必要があります。

このことから、県は関係機関と連携しながら動物由来感染症に関する情報提供や啓発を積極的に推進します。

9 予防接種

予防接種は、感染予防対策の中で、主に感受性対策として重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価に関する情報を十分に把握し、県民に対してワクチンに関する正しい知識を積極的に普及し、県民の理解を得ることとします。

10 特定感染症予防指針との関係

結核、麻しん、エイズ、性感染症及びインフルエンザ等、特に予防のための施策を総合的に推進する必要がある感染症に関しては、この計画によるもののほか、国が定める特定感染症予防指針に即して、具体的な対策を推進するため、別途、計画や指針を策定します。

第二 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策

1 感染症の発生の予防のための施策

(1) 基本的な考え方

- ア 感染症発生の予防対策においては、特に、事前対応型行政の構築や患者等への人権の尊重などを念頭に置いて、県が具体的な感染症対策を企画、立案、実施するとともに、その評価を進めます。

イ 感染症発生の予防対策のため日常行われるべき施策は、次に定める感染症発生動向調査をその中心として進めますが、さらに平時における食品衛生対策、環境衛生対策等について、検疫所等関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的な施策を進めます。

また、患者発生後の対応については、感染症のまん延の防止のための施策により適切な措置を講じる体制整備を進めます。

ウ 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、市町村が地域の医師会等と十分な連携を行い、地域の実情に応じて、個別接種の推進及びその他の対象者が予防接種を安心して受けられるような実施体制の整備等を進めることが必要です。

さらに、市町村は、住民が予防接種を受けようとする場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要です。

このことから、予防接種について、市町村等関係職員への研修会の開催や市町村が郡市医師会等関係機関と連携が図れるように支援します。

(2) 感染症発生動向調査

ア 感染症に関する情報を収集及び分析し、県民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していく感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項です。

イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠です。そのため、県医師会等を通じて、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性やその仕組みについての理解を求め、情報提供の協力が得られるよう努めます。

ウ 法第 12 条で定めている感染症が発生した際の医師の届出義務について、医師会等を通じて周知徹底を図ります。

また、法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 2 第 1 項に規定する指定届出機関及び指定提出機関の指定にあたっては、定量的な感染症の種類毎の罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように指定することが重要です。そのため、県医師会等の協力のもと、国が定める基準に従った定点把握すべき五類感染症を届け出る指定届出機関及び指定提出機関を定めます。なお、定点数については、必要に応じて見直しを行うこととします。

エ 法第 13 条の規定による届出を受けた場合は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するために、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を行うことが重要であり、保健所、保健環境科

学研究所等が相互に連携して対応します。

オ 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療提供が迅速かつ適切に行われる必要があります。

また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ネズミ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師や獣医師からの届出については、適切に行われることが求められます。そのため、県医師会等を通じて現場の医師等に保健所へ届出する情報の内容について周知を図ります。

カ 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から各保健所への届出が適切に行われる体制を構築します。

キ 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療提供のために不可欠ですが、さらに、感染症の発生予防及びまん延防止のために極めて重要な意義があります。そのため、指定届出機関の中から病原体検査情報の提供を行う検査定点を定め、これらの情報の統一的な収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を整備します。

ク 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠です。このため、新型インフルエンザウイルスについての監視体制を整備、充実させるとともに、情報収集体制を強化します。

(3) 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携

感染症の伝搬経路は、大別すると経皮、呼吸器、経口感染に分類され、食品は経口感染の重要な分野をしめることから、その予防には食品の衛生管理や安全性の確保等、食品衛生部門における衛生指導が大きな役割を担います。そのため、感染症部門と食品衛生部門の効果的な役割分担と連携により、食品を介した感染症の予防体制の整備を進めます。

(4) 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

ア 平時において、水や空調施設、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生予防対策を講じるに当たっては、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について、感染症部門と環境衛生部門とが連携を図りながら推進します。

イ 平時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除は、感染症対策の観点からも重要です。一方で、各市町村が各々の判断で、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮し、適切に実施するものとします。

(5) 感染症の国内への侵入予防対策としての検疫所との連携

検疫法に基づき、県内に居住している人が、検疫所における検査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の保有が明らかになった場合又は検疫所による健康状態の確認の結果健康状態の異状が確認された場合は、検疫所から通知されることとなっていることから、通知があった場合は、速やかに調査等を行い、必要な対応を図ります。

(6) 関係各機関及び関係団体との連携

感染症予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、感染症部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくことが基本ですが、学校保健や産業保健等についても連携を図るように努めます。

さらに、国と市町村の連携体制、近隣県との連携体制、行政機関と医師会や医療保険者を含めた医療関係団体等の相互連携体制を整備します。

2 感染症のまん延の防止のための施策

(1) 基本的な考え方

ア 感染症のまん延防止対策の実施にあたっては、健康危機管理の視点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であるとともに、患者等の人権を尊重し、県民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくよう努めます。

イ 感染症のまん延防止のためには、感染症発生動向調査等による情報の公開等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療機関等の理解と協力に基づいて、県民自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要であることから、県民への積極的な情報提供や啓発等の施策を推進します。

ウ 対人措置（入院措置や就業制限等）など、一定の行動制限を伴う対策を行うにあたっては、必要最小限のものとすべきであり、患者等への人権尊重について十分に配慮します。

エ 事前対応型行政を進めるにあたって、特定地域に感染症が集団発生した場合における医師会等医療関係団体や近隣市町村との役割分担及び連携体制について、まん延防止の観点から、あらかじめ検討しておく必要があるため、連絡会議等を開催するなど体制整備を図ります。

オ 近隣県にまたがる広域的な感染症のまん延の場合には、必要に応じ、速やかに国の技術的援助等を求めるとともに、近隣県相互の連携体制が図られる

ように体制整備を図ります。

カ また、感染症のまん延防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、臨時に予防接種を行うなど適切な措置を図ります。

(2) 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

ア 健康診断、就業制限及び入院の適用にあたっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を、対象となる感染していると疑われる者及び患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権尊重の観点から、書面による通知を行うと共に、入院に係る審査請求制度についても十分な説明を行います。

イ 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者としします。

ウ 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮したうえで、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とし、また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、情報の公表を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨等を行うよう努めます。

エ 就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、対象者その他の関係者に対し理解を求めるとともに周知等を行うよう努めます。

オ 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本となるため、入院後も、法第 24 条の 2 に基づく処遇についての苦情の申し出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング(相談)を通じ患者等の精神的不安の軽減が図られるように、医療機関に対し要請します。

カ 入院勧告を行うに際しては、保健所職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行うことが重要であり、また、入院勧告等を実施した場合にあつては、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、統一的な把握を行うために患者毎に記録票を作成し、適宜、患者の状態について留意するよう努めます。

キ 入院勧告等に係る患者等が法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を感染症指定医療

機関あるいは保健環境科学研究所等の検査結果によって、速やかに行います。

(3) 感染症診査協議会

感染症診査協議会の行う事務は法第 24 条第 3 項に基づく以下のものです。

- ① 法第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項（第 26 条において準用する場合も含む）の規定による勧告及び第 20 条第 4 項（第 26 条において準用する場合も含む）の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。
- ② 第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項（第 26 条において準用する場合を含む）の規定による報告に関し、意見を述べること。

患者等への適切な医療及び人権の尊重が必要であることから、患者の発生状況や地理的状况を考慮して、協議会を設置します。なお、協議会に関し必要な事項は、県及び保健所設置市の感染症診査協議会条例で定めます。

構成保健所	設置協議会
松江市・島根県共同設置松江保健所 及び島根県隠岐保健所	松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会
島根県雲南保健所、島根県出雲保健所 及び島根県県央保健所	島根県雲南・出雲・県央保健所感染症診査協議会
島根県浜田保健所及び島根県益田保健所	島根県浜田・益田保健所感染症診査協議会

また、協議会の委員は次の①～④から 1～2 名ずつ選任します。

- ① 感染症指定医療機関の医師
- ② 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）
- ③ 法律に関して学識経験を有するもの
- ④ 医療及び法律以外の学識経験を有する者

(4) 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通制限及び遮断等の措置を講じるにあたっては、県及び市町村は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう務めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとしします。

消毒については、国が示すガイドライン等に従い、消毒方法を確立するとともに、その周知を図ります。

(5) 積極的疫学調査

ア 積極的疫学調査（法第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原

因の調査をいう。以下同じ。)は、感染症対策において重要な位置を占めており、個々の感染症に関する最新の知見を取り入れ、疫学的及び科学的な視点をもって行います。

イ 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、一部の五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、または発生した疑いがある場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれのある感染症が発生し、または発生するおそれがある場合等が考えられますが、個別の事例に応じ、適切に判断し、迅速な対応を行うよう努めます。

ウ 積極的疫学調査を行う場合は、この調査を実施する保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、医療機関等の関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症の迅速な把握を進めていくために情報収集及び検査等の体制整備を行います。

エ 積極的疫学調査を実施する場合にあつては、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療センター、中国地区の地方衛生研究所等の協力を求めながら実施します。

オ 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合は、国や他の都道府県と連携を取りながらこれに協力するとともに、必要な情報提供を行います。

(6) 指定感染症及び新感染症への対応

ア 指定感染症については、対策の方法が確立されるまでの間、危機管理の観点からその感染力や重篤性から緊急避難的に措置を発動できる趣旨を踏まえ、国と協議しながら的確な対応に努めます。

イ 新感染症は一類感染症と同様又はそれ以上に感染力や重篤性が極めて高い可能性もあり、かつ病原体が不明であるという特殊性から、新感染症を疑う症例が報告された場合には、国からの積極的な技術的指導及び助言を求めながら直ちに感染症及び関連分野の専門家の協力を得て、緊急調査を実施するなどの的確な対応を行います。

(7) 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携

ア 食品媒介感染症（飲食に起因する感染症をいう。）が発生した場合は、保健所長の指揮のもと、原因食品の調査及び患者に関する情報を収集する等、感染症部門と食品衛生部門が適切な役割分担を行い、迅速に原因究明を行います。

イ 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所は保健環境科学研究所、国立試験研究機関等との連携を図ります。

ウ 病原体、原因食品が判明した場合には、一次感染を予防するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、必要に応じ消毒等を行います。

エ 二次感染の防止については、必要に応じ、県民へ感染症に関する情報提供を行うと共に、関係機関への情報提供等の必要な措置をとることにより、その防止を図ります。

(8) 感染症対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を行うに当たっては、県及び市町村の感染症部門は環境衛生部門との連携を図ります。

(9) 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合には、感染症まん延防止のために関係機関との有機的連携を図るため連絡会議を設置します。また必要に応じて国の指導を得ながら関係都道府県と連絡を密にします。

3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上のための施策

(1) 基本的な考え方

ア 感染症対策において、病原体等の検査実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染拡大防止の観点から極めて重要です。このことから、保健環境科学研究所及び保健所における役割分担を明確にし、病原体等の検査体制の強化を図り、検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第7条の3及び第8条の規定に基づき整備し、管理します。

イ また、保健環境科学研究所は、国立感染症研究所や他都道府県等の地方衛生研究所をはじめとする各関係機関との検査における連携体制の整備を進めます。

ウ さらに、保健環境科学研究所を核として、感染症指定医療機関や一般の医療機関等の検査担当者に対し、検査等に関する研修会の開催による技術支援や検査関係の新情報の提供等を推進します。

(2) 感染症の病原体等の検査の推進

ア 保健環境科学研究所は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等検査について、あらかじめ実施できない病原体等を確認しておき、検査できない病原体等については、国立感染症研究所等と連携し、当該病原体等の検査を依頼できる機関をあらかじめ確認するとともに、国立感染症研究所及び他都道府県等の地方衛生研究所における病原体

等の検査に係る役割分担を明確にしたうえで、それぞれの連携を図るよう努めます。

イ 保健環境科学研究所及び保健所は、県内の民間検査機関において実施不可能な病原体等の検査について、あらかじめ確認しておくとともに、医療機関及び民間検査機関において自ら検査できない場合でまん延防止対策上必要と認める場合は、当該検査を実施することとします。

ウ 保健環境科学研究所は、自らの試験検査機能の向上に努めると共に、保健所や地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術指導を行っていくよう努めます。

(3) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報と共に、感染症発生動向調査のいわば車の両輪として位置づけられます。そのため、保健環境科学研究所に、感染症情報センターを設置し、病原体等に関する情報収集だけでなく、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表します。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

病原体の情報収集にあたっては、保健環境科学研究所が患者情報を基に、県医師会等の医療関係団体や病院、民間検査機関等と連携を図りながら進めていきます。

また、特別な技術が必要とされる検査については、保健環境科学研究所が国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学等と相互の連携を図って実施していく体制整備を図ります。

第三 感染症に係る医療提供体制の確保

1 基本的な考え方

(1) 近年の医学・医療が著しい進歩を遂げたことにより、現在は、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本です。

(2) 感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般医療の延長線上で行ない、良質かつ適切な医療の提供が行われるように体制整備を進めるとともに、感染症指定医療機関にあっては、次の事項に留意するように指導します。

ア 感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上

で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供できるようにすること

イ 病室内に電話やテレビを配置し、通信の自由及び情報の入手が実効的に担保されるよう必要な措置が講じられること

ウ 患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと

エ 結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことに留意するよう指導します。

- (3) また、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じてそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や保健所及び保健環境科学研究所等との連携体制を整備します。

2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の体制整備

(1) 第一種感染症指定医療機関

主として一類感染症の患者の入院を担当し、これと併せて二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症の入院を担当させる医療機関として、県内に1箇所、第一種感染症指定医療機関を指定しています。

なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合においては、法第19条第1項ただし書きの規定により、知事が適当と認める医療機関に入院を確保します。

第一種感染症指定医療機関	病床数
松江赤十字病院	2

(2) 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院を二次医療圏毎に1箇所、第二種感染症指定医療機関として指定しています。

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
松江圏	松江市立病院	4
雲南圏	雲南市立病院	4
出雲圏	島根県立中央病院	6
大田圏	大田市立病院	4
浜田圏	国立病院機構浜田医療センター	4
益田圏	益田赤十字病院	4
隠岐圏	隠岐広域連合立隠岐病院	2

(3) 結核病床を持つ第二種感染症指定医療機関

二類感染症である結核の患者の入院を担当する医療機関として、以下の2病院を指定しています。

第二種感染症指定医療機関	病床数
松江医療センター	12
益田赤十字病院	4

3 感染症患者等の移送体制

感染症の患者の移送については、当該感染症がまん延しないように十分配慮しつつ、迅速かつ適切な移送体制を整備します。またそのために関係する医療機関、市町村及び消防機関等に対して適切な情報提供をします。

また、新感染症の所見がある者の移送の場合にあっては、国の指導を得て適切な移送に努めます。

一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者の移送については、国が定めるガイドライン等を参考とし、陸上及び海上における患者の迅速かつ適切な移送体制の整備・充実を図ります。

4 その他感染症に係る医療提供体制

(1) 一類、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関である可能性が高く、さらに三類感染症、四類感染症及び五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されることから、一般の医療機関においても国及び県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずる必要があります。さらに、感染症の患者等について、良質かつ適切な医療の提供が確保されるために、医師会等医療関係団体と密接に連携し、情報提供に努めます。

(2) 一類感染症又は二類感染症が集団発生し感染症指定医療機関のみでは医療が確保できない場合や、新型インフルエンザ等感染症のパンデミック時など、感染症患者の重症度等の観点から法第19条第1項のただし書きの規定により、知事が適当と認める一般医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる場合においては、医師会等医療関係団体及び医療機関と調整を図り、迅速な医療の確保を行います。

(3) 一類感染症又は二類感染症等で、国内に患者が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県は該当する感染症の外来

診療を担当する医療機関を選定し、保健所が該当する感染症の感染が疑われる患者を外来診療担当医療機関に誘導するなど、初期診療体制の確立に努めます。

5 関係各機関及び関係団体との連携

- (1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、県が必要な指導を積極的に行います。
- (2) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医療関係団体等との緊密な連携を図ります。
- (3) 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要です。
- (4) このため、医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図るよう努めます。

6 医薬品の備蓄又は確保

新型インフルエンザ等感染症などの感染症流行時に、その予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うために、県は医薬品等の備蓄又は確保に努めます。

第四 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、該当する感染症の患者が発生した場合の具体的な医療体制の確保、保健所及び本庁における初動対応や移送の方法について、関係機関と連携を取りながら計画を定め、これに沿ってお互いに役割分担を図りながら対応します。
- (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることとし、迅速かつ適切な対策が講じられるようにします。
- (3) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止する必要から、緊急に国から指示があった場合には、県は迅速かつ的確な対応を図ります。
- (4) 住民の生命及び身体を保護するために緊急の必要がある場合で、国から、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定

病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力の要請があった場合は、県は迅速かつ的確な対応がとられるよう協力します。

- (5) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定されるなどの場合には、県は国に対して専門家の派遣を要請し、派遣された専門家の助言指導を求め適切な対応を図ります。

2 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制

(1) 国と地方公共団体との連絡体制

ア 法第12条第2項に規定する国への報告を確実に行うとともに、新感染症への対応を行う場合及びその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国及び関係機関の協力及び指導を得ながら対応します。

イ 検疫法に基づき、入国の際、健康状況に異常をきたし検査等を受けた場合等で、通報書による情報提供等があった場合は、検疫所と連携を密にし、本人又は同行者等の追跡調査及びその他の必要と認める措置を行い、地域でのまん延の防止を図ります。

(2) 地方公共団体相互間の連絡体制

ア 関係地方公共団体は緊密な連絡体制を構築し、感染症の発生状況、緊急度等を勘案して必要に応じて相互に応援職員、専門家が派遣できるよう支援体制の整備を図るよう努めます。また、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡します。

イ 関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、緊急時における連絡体制の整備を図ります。

ウ 複数の市町村にまたがり感染症が発生した場合であって緊急を要する場合、県内の統一的な対応方針を提示し、市町村間の連絡調整を行うなどの指導的な役割を果たします。

エ 複数の都道府県にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係都道府県で構成する感染症対策連絡会議を通じて連携体制の強化を図ることとします。また、中国地区の県及び保健所政令市で構成する中国地区感染症対策連絡協議会を通じて平時における各種の情報交換を強化します。

(3) 国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制

それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図ることが重要であり、必要に応じて連絡会議を設置する等の体制を図ります。

第五 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及及び感染症の患者等への 人権の配慮に関する施策

1 感染症に関する調査及び研究

(1) 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものです。このため、国においては必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取り組みを通じて、調査及び研究を積極的に推進することとなっており、県においても、これらを視野に入れた感染症に関する調査及び研究体制の整備を推進します。

(2) 感染症に関する調査及び研究の推進

- ア 調査及び研究の推進にあたっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び感染症の技術的かつ専門的な機関である保健環境科学研究所において、計画的に取り組めるよう努めます。
- イ 保健環境科学研究所においては、感染症の技術的かつ専門的な機関として、関係部局及び保健所との連携のもとに、感染症の調査、研究、試験検査及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて、感染症対策に重要な役割を果たします。
- ウ 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置づけから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を保健環境科学研究所との連携のもとに進め、地域における総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を果たします。
- エ 調査研究については、例えば、その地域に特徴的な感染症の発生動向やその対策等、地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取り組みが必要であり、その取り組みにあたっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用が必要なため、関係部局が連携し、必要に応じて大学等専門機関の助言等を得られるよう体制整備を図ります。

(3) 関係各機関及び関係団体との連携

感染症に関する調査研究にあたっては、関係機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが必要であり、地域における感染症対策の中核的機関である保健所と、感染症の技術的・専門的機関である保健環境科学研究所が、本庁と十分な連携を図り、計画的に実施できるよう努めます。

保健環境科学研究所は、国立感染症研究所や国立国際医療センター等と十分な連携を図っていきます。

2 感染症の予防に関する人材の養成

(1) 基本的な考え方

過去にまん延していたが、予防接種の普及や衛生状態の向上により、国内においては稀となった感染症がある一方で、近年、今まで経験したことのない新たな感染症が発生しています。このような状況下では、感染症に関する幅広い知識を有し、感染症対策を牽引していく人材が必要であり、養成を推進します。

(2) 感染症に関する人材の養成

ア 国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会等に保健所及び保健環境科学研究所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会の開催等、保健所の職員等に対する研修の充実を図ります。

イ 感染症指定医療機関の医師は、感染症に対する専門的な知識が要求されることから、各関係機関及び関係団体が行う研修等へ積極的に参加させる等の研修の場を提供します。

(3) 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要であることから、県としても積極的に協力・支援を図ります。

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

(1) 基本的な考え方

県及び市町村は、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要です。また、県民においては、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けないように配慮していくことが重要です。さらに、県及び市町村は感染症のまん延防止のための措置を行うにあたっては、人権を尊重することが必要です。

(2) 啓発及び知識の普及並びに人権の尊重

ア 県は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修会の実施等の施策を講じるとともに、相談機能の充実、インターネットや広報誌による情報提供等、住民に身近なサービスの充実に努めます。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての

情報提供、相談等を推進していきます。

- イ 患者に関する情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに適切な指導を行う等その徹底を図ります。

(3) その他の方策

- ア 患者等のプライバシーを保護するため、県は、医師が法第12条第1項の届出を行った場合は、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知することの徹底を図ります。
- イ 県は、報道機関に対して常時、的確な情報を提供することが重要であり、感染症に関し誤った情報や不適当な報道がなされないよう密接な連携を図ります。また、万一、誤った情報等が報道された場合には速やかに訂正する等の措置を取ります。

(4) 関係各機関との連携

国及び他都道府県等と定期的に情報の交換を行うことにより、密接な連携を図ります。

4 その他の感染症の予防の施策

(1) 施設内感染の防止

- ア 病院、診療所、老人福祉施設等において、インフルエンザやメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症等の感染症が発生し又はまん延しないよう、県にあっては、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供するよう努めます。
- イ これら施設の開設者及び管理者にあっては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者、入所者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見できるように努めることが重要です。
- ウ 医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取った措置等に関する情報について、県や他の施設に提供することにより、その共有化を図る必要があります。
- エ 施設内感染に関する情報や調査研究の成果については、医師会等関係団体及び、病院、診療所、老人福祉施設等の関係者に普及していくよう努めます。

(2) 災害防疫

- ア 災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、本予防計画における感染症の発生の予防及びまん延の防止

のための施策等、及び島根県地域防災計画に基づき、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めます。

イ また、被災者に対して、保健所等を拠点として、関係機関等と連携を図り、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

(3) 動物由来感染症対策

ア 動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第 13 条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関及び関係団体等との情報交換を行います。

イ 農林水産部や獣医師会等と連携を図り、動物由来感染症に関する情報を収集し、必要に応じて県民への情報提供を行ないます。

(4) 外国人への感染症対策の周知、感染症情報の提供

県内に居住又は滞在する外国人に対し、感染症に関する知識を普及するため、保健所等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取り組みを推進します。